

(公 印 省 略)

平成26年2月28日

健康ひょうご21県民運動推進会議

参画団体代表者様

公益財団法人兵庫県健康財団

理事長 後藤 武

平成26年度 健康ひょうご21県民運動地域実践活動助成金について（通知）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、健康ひょうご21県民運動の推進につきまして、格別のご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当会議では、健康ひょうご21県民運動の趣旨にご賛同いただいた企業のご協力により、参画団体等が行う地域に密着した有意義な健康づくり実践活動に対し助成を行っています。

つきましては「健康ひょうご21県民運動地域実践活動助成金のご案内」及び「健康ひょうご21県民運動地域実践活動助成金要綱」をご参照の上、ご応募いただきますようご案内いたします。

公益財団法人兵庫県健康財団 健康づくり部健康づくり課
〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町2丁目1-12
Tel.078-579-0166 FAX078-579-1400
担当:乾 (E-mail:ri-inui@kenkozaidan.or.jp)

健康ひょうご21県民運動地域実践活動助成金要綱

(目的)

第1条 健康ひょうご21県民運動推進会議（以下「推進会議」という。）及び健康ひょうご21県民運動地域会議（以下「地域会議」という。）の参画団体（以下「参画団体」という。）等が健康ひょうご21県民運動を推進していくために実施する健康づくりに関する地域に密着した有意義な実践活動に対して、健康ひょうご21県民運動地域実践活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、参画団体等の健康づくりに関する実践的な取組みを支援し、地域の特性や実態に即した健康ひょうご21県民運動の一層の推進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、行政機関は対象外とするが、行政機関との共催等は可能とする。

- (1) 参画団体
- (2) 県民運動推進員又は県民運動推進員になることが見込まれる者を代表者とする団体又はグループ
- (3) その他、推進会議の会長又は地域会議の会長が必要と認めた団体又はグループ

(助成対象事業)

第3条 助成の対象とする事業（以下「助成対象事業」という。）は、第1条に規定する目的及び推進会議等が定める重点活動目標に合致した事業とし、1助成対象者当たり原則として1事業とする。ただし、次のいずれかに該当する事業は対象外とする。

- (1) 対象者又は参加者が参画団体等の職員や会員などに限定された事業
- (2) 本来助成対象者が自らの負担で実施すべき事業
- (3) この要綱で定める助成金以外に助成金又は奨励金等の財政的支援を受けている事業
- (4) 1年を超えてこの要綱で定める助成金を受けることになる事業
- (5) その他、兵庫県健康財団理事長（以下「理事長」という。）が不適切と認めた事業

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「助成金交付申請者」という。）は、理事長が定める募集期限までに健康ひょうご21県民運動地域実践活動助成金交付申請書（別紙様式1）により申請するものとする。

(助成額)

第5条 助成金の額は、助成対象事業1件当たり5万円を上限とし、予算の範囲内で理事長が決定するものとする。

2 助成額の審査決定においては、別に定める費目、用途により設定する審査基準額を適用して算定することとする。

(助成対象経費)

第6条 助成の対象とする経費は、助成対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に該当する経費は、原則として対象外とする。

- (1) 事業実施団体又はグループに属する者の旅費
- (2) 事業実施に係る雇上げ賃金・謝金等の労務費
- (3) 食材費等参加者の受益となるような経費のうち1/2に相当する金額
- (4) スタッフや参加者の飲食費、保険料等本来参加者等が負担すべき経費
- (5) 参加費等を徴収している場合において当該収入で充当可能な経費
- (6) その他、助成金交付申請者等が本来負担すべき経費

(助成決定)

第7条 理事長は、第4条に定める申請書を受理したときは、助成対象者、助成対象事業、助成対象経費等の形式要件及び申請内容について審査の上、助成金を交付する者（以下「助成金交付決定者」という。）及びそれぞれの助成額を決定する。

2 理事長は、前項により助成金交付決定者及びそれぞれの助成金の額を決定したときは、助成金交付申請者に対して、助成金交付決定の可否及び助成金交付額を通知するものとする。

(活動発表)

第8条 助成金交付決定者は地域会議（神戸市内に住所を有する参画団体は推進会議）の総会等において、助成対象事業について活動発表を行うものとする。

(実績報告等)

第9条 助成金交付決定者は、当該助成事業を完了したときは理事長が定める提出期限までに健康ひょうご21県民運動地域実践活動助成事業実績報告書（別紙様式2）を提出しなければならない。

2 前項の場合において、助成金交付決定者は、助成対象となった経費の領収書を添付するものとする。

3 理事長は、健康財団職員をして助成対象事業の実施状況を確認させるとともに、すべての助成事業が完了したときは、事業終了後1か月以内又は3月末までに健康ひょうご21県民運動地域実践活動助成事業報告書（別紙様式3）により報告させるものとする。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成23年6月20日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成25年2月19日から施行する。

平成26年度 健康ひょうご21 県民運動地域実践活動助成金のご案内

健康ひょうご21 県民運動推進会議では、県民運動の実践の輪を広げていくため、同推進会議及び健康ひょうご21 県民運動地域会議の参画団体が行う地域に密着した健康づくりに関する有意義な実践活動を支援します。

■ 対象事業

健康ひょうご21 県民運動推進会議が定める重点活動目標、「健康チェック」「からだの健康」「食の健康」「こころの健康」「たばこ対策」「歯・口腔の健康」「危機時の健康対策」に沿った活動で、平成26年4月1日以降に実施し、平成27年3月31日までに終了する神戸市内の県民を対象とした地域に密着した事業とし、全県的な事業は除きます。

※ただし、次のような事業は対象から除外されます。

- ・ 対象者または参加者が参画団体等の職員や会員などに限定された事業
- ・ 他から助成金又は奨励金等を受けている事業
- ・ 1年を超えて当該助成金を受けることになる事業

■ 助成の内容

1 助成金額

助成対象事業1件当たり5万円を上限とします。

ただし、申請内容や件数により、不採択や助成金額の減額等もあります。

2 助成対象経費

事業実施するにあたり直接必要な経費とし、主に次のようなものとします。

- ・ 需用費（印刷費等資料作成費、活動資材購入費など）
- ・ 役務費（切手代、はがき代など）
- ・ 使用料（会場使用料、OA機器リース料など）

（対象とならない経費）

- ・ 事業実施団体等に属する者に対する旅費や賃金・謝金
- ・ 参加者本人が試食、または持ち帰る材料費等の1/2
- ・ スタッフや参加者の飲食費、保険料
- ・ 耐用年数が高い器具など

■ 申請の方法

助成の交付を希望する団体は、平成26年5月16日（金）〔必着〕までに「健康ひょうご21 県民運動地域実践活動助成金申請書」（様式1）を郵送願います。

■ 助成の決定

健康ひょうご 21 県民運動推進会議事務局において審査を行い、6 月下旬（予定）までに採否を決定し通知します。採択する場合においても、助成金額は申請額より減額となる場合があります。

■ 助成金支払いと実績報告

1. 助成金支払い

平成 26 年 7 月上旬（予定）

2. 実績報告書の提出

事業終了後 1 ヶ月以内もしくは平成 27 年 3 月 31 日までに健康ひょうご 21 県民運動地域実践活動助成金報告書（様式 2）を提出していただきます。

この報告書には、助成金の用途を示す領収書を添付していただきます。

■ その他

採択された団体は活動する際に、助成を受けて実施している旨を必ず明示してください。また、採択された団体には推進会議の総会等で活動発表をしていただくことがあります。

■ 提出先・問合せ先

健康ひょうご 21 県民運動推進会議

〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町 2 丁目 1-12（公財）兵庫県健康財団内 健康づくり課

TEL:078-579-0166 FAX:078-579-1400

※ この事業は、次の企業からの協賛金を財源にしています。

平成 25 年度健康ひょうご 21 県民運動の協賛企業

伊藤ハム(株)、大塚製薬(株)、カゴメ株、(株)神明、フジッコ(株)、

UCC ホールディングス(株)

※平成 26 年度も 25 年度協賛企業を中心に県民運動への支援を依頼する予定です。

(様式1)

健康ひょうご 21 県民運動地域実践活動助成金交付申請書

平成 年 月 日

(公財)兵庫県健康財団
理事長 後藤 武 様

団 体 名
申請代表者役職名
氏 名

印

「健康ひょうご 21 県民運動地域実践活動」を下記のとおり実施したいので、助成金
 , 000円を交付願いたく、健康ひょうご 21 県民運動地域実践活動助成要綱第4条の規
定により関係書類を添えて申請します。

記

1 県民運動地域実践活動の内容(別記)

2 県民運動地域実践活動の開催予定年月日 平成 年 月 日

県民運動地域実践活動の終了予定年月日 平成 年 月 日

3 添付資料

(1) 県民運動地域実践活動計画書(別紙1)

(2) 収支予算書(別紙2)

(別紙1)

県民運動地域実践活動計画書

■活動の名称・申請金額

事業名				
申請金額	¥			
連絡先 (申請者)	ふりがな 担当者名		所属団体名	
	住所	〒		
	電話番号 (FAX)			

■活動の内容(活動内容について具体的に記載してください。)

(主催者(実施者)名)					
(目的・趣旨)					
(実施計画)					
月日	場所	対象者	人数	実施内容	主な経費

*記入欄が不足する場合は、別途作成してください。

(別紙2)

収支予算書

1. 期間 平成 年度(年 月 日～ 年 月 日)

2. 収入の部 ※助成金だけでなく本事業実施に関するすべての収入をご記入下さい。

(単位:円)

科 目	金 額	内 容
健康ひょうご 21 県民運動地域実践活動助成金		
参加者負担金		
団体負担費用		
合 計		

3. 支出の部

科 目	金 額	金額内訳	内 容
助成対象経費	需用費 (材料費の1/2、印刷費等資料作成費、活動資材費、消耗品費等)	(単価×必要数等)	
	役務費 (切手代、はがき代等)		
	使用料 (会場使用料、OA 機器リース料等)		
	その他		
助成対象外経費			
合 計			

助成対象経費については、要綱第 6 条を参考にご記入下さい。

収入と支出の合計が同額となるようにご記入ください。

(様式2)

健康ひょうご 21 県民運動地域実践活動助成事業実績報告書

平成 年 月 日

(公財)兵庫県健康財団
理事長 後藤 武 様

団 体 名
申請代表者役職名
氏 名

㊦

平成25年度、「健康ひょうご 21 県民運動地域実践活動」を下記のとおり実施したので、健康ひょうご21県民運動地域活動助成金要綱第9条の規定により実績を報告します。

記

1 県民運動地域実践活動の内容(別記)

2 県民運動地域実践活動の開始年月日 平成 年 月 日

県民運動地域実践活動の終了年月日 平成 年 月 日

3 添付資料

(1) 県民運動地域実践活動報告書(別紙1)

(2) 収支決算書(別紙2)

(3) 領収書総括表(別紙3)

(4) その他

- ・ プログラム、事業に使用されたパンフレット、資料等
- ・ 事業内容ごとの記録写真

(別紙1)

県民運動地域実践活動報告書

■活動の名称・金額

事業名				
助成金額	¥			
連絡先 (報告者)	ふりがな 担当者名		所属団体名	
	住所	〒		
	電話番号 (FAX)			

■活動の内容 ※活動経過(日程、場所、参加人員、実施内容などを時系列で記載してください)

(主催者(実施者)名)				
(実施内容)				
月日	場所	対象者	人数	実施内容

■活動の効果 ※活動等を通して、どのような成果が得られたのかなど、わかりやすく記載してください。

--

(別紙2)

収支決算書

1. 期間 平成 年度(年 月 日～ 年 月 日)

2. 収入の部 ※助成金だけでなく本事業の実施に関するすべての収入をご記入下さい。

(単位:円)

科目	金額	備考
健康ひょうご 21 県民運動地域実践活動助成金		
参加者負担金		
団体負担費用		
合計		

3. 支出の部

科目	金額	金額内訳	内容
助成対象経費	需用費		
	役務費		
	使用料		
	その他		
助成対象外経費			
合計			

(別紙3)

領 収 書 総 括 表

(単位：円)

	科 目	金 額	番 号	領 収 書 内 部	領 収 日 時
助成対象経費	需用費				
	役務費				
	使用料				
	その他				
	小計				
合 計					

①助成対象外の経費に関する領収書等は不要です。

②領収書は、収支決算書の支出の部の「科目」順、その科目ごとの支出年月日順に分類整理の上、番号を記入し、裏面に貼付してください。